

1 「新計画」策定の背景及び必要性

- 【教育基本法】
- 平成18年12月、政府の教育振興基本計画の策定が義務付けられた(第17条第1項)。
  - 地方公共団体は国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、計画を定めるよう努めることとされた。(第17条第2項)
- 【国の計画】
- 政府は、平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定。  
※ 教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するもの。
- 【札幌市の現計画】
- 位置付け  
現在の札幌市教育振興基本計画は、長期的な理念や方向性を示す「札幌市教育推進の目標及び指針」、それに対応する5つの個別計画を体系的に結び付け、この総体をもって基本計画としている。
- 【背景】
- (1) 国の状況  
平成25年度施行予定 「第2期教育振興基本計画」
  - (2) 札幌市の状況  
平成25年度施行予定 「札幌市まちづくり戦略ビジョン」
  - (3) 札幌市教育委員会の状況  
現行個別計画の計画期間の終了  
平成24年度終了年次 「札幌市立高等学校教育改革計画」  
平成25年度終了年次 「札幌市教育推進計画」  
平成27年度終了年次 「札幌市幼児教育振興計画」
  - (4) 教育を取り巻く状況  
新学習指導要領の全面実施や小学校低学年における35人学級の実現をはじめ、学校の情報化推進、子どもたちの問題行動や不登校への相談支援、食育や防災教育、特別支援教育の在り方検討、子どもの権利の尊重、子ども・子育て支援新制度の動向、地域との関わりや生涯学習のさらなる推進など、社会の大きな変化に対応した教育が求められている。

上記要因を勘案し、今後の札幌市教育の目標や方向性を明らかにするとともに、これらに基づき教育に関する施策を総合的・体系的に進めていくことを目的として、新たな「札幌市教育振興基本計画」(以下「新計画」とする)を策定する。

2 新計画の概要について

(1) 新計画の位置付け及び対象範囲

現行の5つの個別計画を一本化し、教育委員会が所管する

- ・市立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における学校教育
- ・幼児から高齢者までの生涯学習全般

を包含した教育に関する総合計画とする。

※ 札幌市の最上位計画である「札幌市まちづくり戦略ビジョン」、中期実施計画である「第3次札幌市新まちづくり計画」、関連する各分野の部門別計画との整合性に配慮。  
※ 札幌市策定の「第2次札幌市生涯学習推進構想」は、今後も継続。

(2) 新計画の構成と計画期間

- ・今後10年間を見据えた基本理念を示す「ビジョン編(札幌市教育が目指す人間像 - 基本的方向性)」(平成26~35年度)
- ・施策に基づく5年ごとの実施計画を示す「アクションプラン編(基本施策 - 施策 - 事業・取組)」  
\* 前期(平成26~30年度) \* 後期(平成31~35年度)

の2層構造とする。

3 新計画策定スケジュール

平成25年4月~10月	検討会議による検討
	第1回 全体概要、教育をとりまく現状と課題、ビジョン編
	第2回 ビジョン編
	第3~6回 アクションプラン編
	第7回 総括
平成25年10月頃	原案完成
平成25年12月頃	パブリックコメント実施
平成26年3月	新計画公表
平成26年4月	新計画施行 (予定)

4 計画の進行管理

計画を着実に推進していくため、成果目標や関連する指標を設定し、毎年度、計画に沿った施策を実施。PDC Aサイクルで効果や課題を点検・評価し、次年度の施策の推進や改善に反映させる。

- ・「教育委員会実施プラン」(単年度の事業計画)
- ・「教育委員会事務の点検・評価」(地教行法第27条) 等の活用

5 概念図

